

# 産業保健 つらわ

労働省・労働者健康・衛生監視課の産業保健局発行の定期誌を発行します。

2007.9

第19号



独立行政法人労働者健康衛生監視課

高知産業保健推進センター

# 産業保健 こうち

## CONTENTS

- ご挨拶**  
**高知県医師会における産業医活動**  
**1 (社)高知県医師会 産業医部会担当 常任理事 田中 誠**
- 
- 労働衛生工学シリーズ**  
**防毒マスクを使用・保守管理する上での注意点について**  
**2 労働衛生工学相談員 中西 淳一**
- 
- 相談員の窓**  
**食事を自分の頭で考える大切さ**  
**高知産業保健推進センター特別相談員**  
**4 高知女子大学/高知女子大学大学院 教授 川村 美笑子**
- 
- 高知労働局からのお知らせ**  
**6 定期健康診断結果について 労働基準部安全衛生課**
- 
- 8 職業性疾病の推移**
- 
- 9 仕事と子育ての両立支援を進めましょう! 雇用均等室**
- 
- 11 トピックス**
- 1 幡多医師会館で「産業医研修会」を開催
  - 2 「産業保健セミナー」で「AED取扱講習」を開催
  - 3 全国安全週間説明会・安全衛生大会等に出展
  - 4 平成19年度四国ブロック  
産業保健センターコーディネーター会議開催
- 
- 13 関係機関・団体からのお知らせ**  
**産業医の選任でお困りではないですか**  
**高知市医師会産業医部会**
- (財)労災保険情報センターのご紹介**  
**労災保険情報センター高知事務所**
- 
- 厚生労働省委託事業**
- 14 母性健康管理研修会のご案内**
- 
- お知らせ**
- 15 産業医学研修会のご案内**
- 17 産業保健セミナーのご案内**
- 18 産業看護職研修のご案内**
- 19 復職支援ワークショップのご案内**
- 20 産業医学研修会・母性健康管理研修会・産業保健セミナー等受講申込書**
- 21 高知県精神保健福祉大会・精神保健シンポジウムのご案内**
- 
- 22 高知産業保健推進センター相談員のご紹介**
- 
- 23 平成19年度 産業保健相談員勤務表**
- 
- 24 「こうちさんぽメールマガジン」の配信希望案内について**
- 
- 25 助成金事業のご案内**

## 高知県医師会における産業医活動

高知県医師会 産業医部会担当  
常任理事 田中 誠



平成2年4月、日本医師会は産業医の資質向上と産業医活動の活性化を図る目的で認定産業医制度を発足、その制度を受けた高知県医師会産業医部会も各種研修に取組み、平成5年3月の移行期限には114名の認定産業医が誕生した。その後現在まで毎年の産業医研修活動を実施し、その資質向上を目指し産業医普及に力を注いできた結果、平成19年7月現在、高知県医師会の日医認定産業医登録数は428名になった。

しかし高知県の産業実態は従業員50人未満の事業所が95%以上を占め、職場における健康づくり体制に不利な状況下にある労働者の方々が多く、職場における健康管理活動は充分とは言い難い現況にある。とりわけ高知県においては自殺者が多く、過重労働、メンタルヘルス面のサポートは喫緊の課題となっている。

そのような労働者の方々と産業医のかかわりに欠かせない都道府県内地域産業保健センターは、平成5年高知に、平成6年頃に、平成7年安芸に、そして平成8年中村にと各労働基準監督署管内に順次設置され、現在では各都市医師会と労働基準監督署管内での区分調整が行なわれ、高知地域産業保健センターは高知市および土佐長岡郡医師会、須崎地域産業保健センターは高岡郡および吾川郡医師会、安芸地域産業保健センターは安芸郡および香美郡医師会、中村地域産業保健センターは幡多医師会とそれぞれ各エリアを担当し、健康相談窓口および移動相談窓口を設置、個別訪問指導、健康相談、健康診断事後措置、産業保健情報提供等に専門的活動している。

また、平成5年より各都道府県単位に整備が進められてきた産業保健推進センターは、平成13年度に高知産業保健推進センターとして全国40番目に設置され、当高知県医師会も産業保健推進センター運営委員の一員として運営協議会等を通じ各種事業の計画に携わさせて頂いている。

このように現在、高知県医師会産業医部会は、産業医基礎研修・専門研修・資質向上研修等の各種研修会開催を主とし、高知産業保健推進センター事業推進と支援、各地域産業保健センター事業推進と支援、メンタルヘルス対策推進事業推進と支援、各種産業保健関連学会・研修会への参加と協賛・支援を推進し、医療を通じて地域社会への貢献を推進しているところである。

# 防毒マスクを使用・保守管理する上での注意点について

労働衛生工学相談員

中西 淳一



## 1. はじめに

有機溶剤を取り扱う作業場では、保護具を着用しなくてもよい作業環境とするための改善を行うことが必要です。臨時の作業等で作業環境の改善効果が期待できない場合や、作業環境の改善を進めた上で作業者への有機溶剤のばく露をさらに少なくするために保護具を使用するのが正しい保護具の使い方と言えます。

有機溶剤を取り扱う作業の際に使用する保護具には、吸入による健康障害または急性中毒を防止するための有機ガス用の防毒マスクや送気マスク等の呼吸用保護具と、皮膚接触による吸収や皮膚障害を防止するための不浸透性の保護服、保護手袋および保護長靴等の労働衛生保護衣類があります。

前回は、有機ガス用に使用される防毒マスク用吸収缶の破過時間についての注意点をご紹介しました。今回は、防毒マスクを使用・保守管理する上での注意点についてご紹介します。

## 2. 防毒マスク使用時の注意事項

- (1) 防毒マスクは酸素濃度18%未満の場所では使用してはならない。
- (2) 防毒マスクを着用しての作業は、通常より呼吸器系等に負担がかかるので、呼吸器系等に疾患のある作業者については、防毒マスクを着用しての作業が適当であるか否かについて産業医等に確認すること。
- (3) 防毒マスクを着用する前には、その都度、着用者に防毒マスクの各部品の状態や取り付けが正しいことの点検を行わせること。また、予備の防毒マスクや吸収缶を用意しておくこと。未使用的吸収缶は、製造者が指定する保存期間内であって、包装が破損せず気密性が保たれていること。
- (4) 防毒マスクの使用時間について、当該防毒マスクの取扱説明書や破過曲線図および製造者等への照会結果等に基づいて、有害物質の濃度や環境温度および湿度等の状況に対して余裕のある使用限度時間をあらかじめ設定すること。吸収缶に添付されている使用時間記録カードに使用時間を必ず記入し、使用限度時間を超えて使用させないこと。
- (5) 防毒マスク使用中に有害物質の臭気等を感じた場合は、ただちに着用状態の確認を行わせ、必要に応じて吸収缶を交換されること。
- (6) 一度使用した吸収缶は、十分な除毒能力の残存が確認できるもののみを再使用することができる。ただし、メタノールや二硫化炭素等、破過時間が試験ガスよりも著しく短い有害物質に対して使用した吸収缶は再使用させないこと。
- (7) 顔面と面体の接顔部の位置やしめひもの位置および締め方等を適切にさせること。しめひもは耳にかけず後頭部において固定されること。
- (8) 防毒マスク着用後、空気の漏れ込みがないことをフィットチェッカー等を用いて確認させること。
- (9) 次のような防毒マスクの着用は行わせないこと。
  - a. タオル等を当てた上から防毒マスクを着用すること。
  - b. 接顔部に「接顔メリヤス」等を使用すること。
  - c. 着用者のひげ、もみあげ、前髪等が接顔部に入り込んだり、排気弁の作動を妨害するような状態で使用すること。

- (16) 防じんマスクの使用が義務付けられている業者において防毒マスクの使用が必要な場合には、防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。吹き付け作業等のように防じんマスクの使用機能のない業者であっても、有機溶剤の蒸気と塗料の粒子等が現在している場合は、両者に、防じん機能を有する防毒マスクを使用させること。

### 3. 防毒マスクの保守管理上の注意事項

- (1) 予備の防毒マスクや吸収缶およびその後交換部品を常時備え付け、適時交換して使用できるようすること。
- (2) 使用後は有害物質や湿気の少ない場所で、各部品の状況と吸収缶の固定不良や破損等の状況を点検し、手入れを行うこと。取扱説明書に特別な手入れ方法が記載されている場合はその方法に従うこと。吸収缶は、充填材の吸湿または乾燥等により吸力が低下するものが多いので、使用直前まで開封しないこと。
- (3) 次のいずれかの場合は、防毒マスクの部品を交換または防毒マスクを廃棄すること。
- a. 吸収缶が破損もしくは著しい変形が認められた場合、またはあらかじめ設定した使用限度時間に達した場合。
  - b. 湿気介、面体、排気介等が破損、き裂もしくは著しい変形を生じた場合、または粘着性が認められた場合。
  - c. しめひもが破損した場合、または弾性が失われ、伸縮不良の状態が認められた場合。
- (4) 放射熱は直射日光が当たらない湿気の少ない清潔な場所に専用の保管場所を設け、保管状況が容易に確認できるようにすること。保管の際は、積み重ねや折り曲げ等による破損等の異常を生じないようにすること。  
なお、一度使用した吸収缶を保管すると、一度吸着された有害物質が脱着して吸収時間が吸収曲线より規定した時間より著しく短くなる場合があるので注意すること。
- (5) 使用済みの吸収缶を廃棄する際は、吸収缶に付着した有害物質が空港したり、吸着缶が飛散しないように、巻きまたは袋に詰めた状態で廃棄すること。

### 4. 終わりに

事業者は、衛生管理者、作業主任者等の労働衛生に関する知識と経験を有する者のうちから、各作業場ごとに防毒マスクを管理する保護具専用管理責任者を選定し、防毒マスクの適正な保守管理に当たらせると共に、作業に適した防毒マスクを選択し、防毒マスクを着用する労働者に対し、当該防毒マスクの取扱説明書やガイドブックおよびパンフレット等に基づき、防毒マスクの適正な装着方法と使用方法および顔面と面体の密着性の確認方法について充分な教育や訓練を行うことが必要です。

各作業場所に適した防毒マスクの選択方法や着用訓練等につきましては、お気軽に当センターにご相談下さい。



# 食事を自分の頭で考える大切さ

高知県保健医療センター 特別相談員

高知女子大学/高知女子大学大学院 教授 川村 美穂子



栄養素に関する知識や記憶する情報だけを頼りに、食事は振りがちでもサプリメントや栄養ドリンクを摂っているから大丈夫という人も増えている。「食事は誰でも毎日当たり前にしているため、『正しくできている』感覚す必要なんかない」と勘違いしている人が多いのも事実である。しかし、ヒトは生命的の営みと健康の維持・増進のために適切な食物を欠くことができないし、その食べ方も重要な要素である。農耕、料理などで文化人でもあったフランスのブリア・サバランの名言に「国民の感情は、その食べ方の好みによるが最もある人にして始めて食べ方を知る」とある(19世紀)。



## 生活リズムの乱れが何故悪い?

動物の生理機能には種々のリズムが認められるが、このリズムを生み出す機構の一つに生物時計(体内時計)がある。生物時計からの抑制情報により発生する周期性のある現象(生体リズム)のうち、周期がほぼ24時間に近い時、このリズムを概日(がいじつ)リズムという。生活リズムが乱れるということは、この概日リズム周期が24時間から外れてくることで、専門的にはこの現象を内的脱同調という。こうなると睡眠期に現れていたリズムが觉醒期にも現れたりして、生体機能の時間的秩序が乱れてくる。またこの時、不眠や頭痛の脳梗塞、作業効率の低下など精神的・身体的不調が生ずることがある。

生物時計によって、ある生理機能が最大の能力を發揮する時刻は決まっている。ヒトなど温帯性動物では、体温や心臓循環機能は朝に上昇し、夜に低下する。高体温時に作業能力が増加するので、職場の身体活動に都合がよい。逆に、夜の作業は効率が悪く、激しい運動は身体により多くの負担をかける。消化・吸収機能にも朝に高く夜に低いリズムがある。内分泌系・免疫系には特に顕著な24時間リズムが認められ、生殖活動や生体防衛の最適化を図っている。検査と生体リズムに関しては、唾液や胃液の分泌リズムには食事の時間帯や内容に影響を受けない内因性の成分も含まれる。食事に対する胃酸ホルモンやインスリン分泌などにも24時間リズムがある。毎日同じ時刻に食事をするとインスリンの分泌はよくなる。24時間連続して経口栄養を受けていたヒトでは、体温や血中コルチゾールの24時間リズムが消失している。



## 心と栄養は関係ない?

現代日本はストレスの大さい社会であり、その反映として3万人以上の方が自殺で命を失い、自殺を試みる人を含めると27万人から30万人とも言われている。心の問題あるいはストレスに対して食事や食習慣の改善の効果が重要と考えられている。眞面目による食生活によってストレスが拡大したり、ストレスによって食欲障害が起こることが知られている。さらに、食や栄養によるストレス緩和の側としては、適切な食により生活リズムや心の安らぎが得られることから、子どもの精神発達や人格形成に栄養は非常に重要とされる。外国では酵母粉や心に作用する食品としてブレインフードという新しい概念も生まれている。

現在、国内外でカナダ機能性医療センターを中心に、注意欠陥多動性障害(ADHD)と腸機能を中心とした栄養素の役割に関する研究が行われている。ADHDの子どもたちはそうでないグループに比べて、朝への血糖低下や栄養不足、神経伝導物質、小脳神経の過敏性、腸内細菌叢に違いがあることがわかつてきている。

脳への栄養物質の取り組みは血流制御門(BBB)を通じて行われる。BBBの特殊構造によって脳機能は正常に保たれているが、この閑門が損傷されれば脳に不適の環境を作り出すことは困難になり、その機能の低下につながる。生体が異常な状況(ストレス、アシドーシス等)に陥った場合、BBBの機能が変化し、通常では通過しない食物成分が脳内に輸送され、脳機能(食欲、睡眠、注意力、記憶、学習、情意、パフォーマンス、感受性など)に影響を及ぼしていると推定される事例も知られてきている。患者さんは、食事療法(必須微量栄養素:ビタミン、ミネラル)が、BBBの完成した脳においても、特に体内で合成されない微量成分の運動(欠乏・過剰)が、BBBの通過性や神経伝導物質の変調を介して脳機能にまで影響を与えることを、実験小動物を用いて世界で初めて明らかにしてきている。



## 空腹を満たすだけで何故悪い？

食事は人が生きていくために欠かせないのですが、ただ空腹を満たすだけのものではない。人間の一生(ライフステージ)には、さまざまな段階(胎児期、新生児期、乳児期、幼児期、学童期、思春期、青年期、成人期、高齢期、妊娠・授乳期)があるが、各期はそれぞれ独立したものではなくライフステージの一つの過程であり、次の期の前段階である。しかし、各期にはそれぞれ生理的に大きな違いがあり、栄養的にもそれぞれ異なった対応や配慮が必要である。年齢だけでなく、その時の体調によって、必要な食事は違ってくる。遺伝的要因があっても食生活要因が凌駕するという研究も出されてきている。数年前、県内で開催された「赤ちゃん会」の会場で、子供が肥満にならないようにと、人口甘味料をお湯にとかして飲まっていたお母さんのが忘れない。子どもは発育段階にあるということをしっかり認識しておれば、大人も子どもも内容、量ともに同じ食事がふさわしいとは思えなくなるはずである。ハムを食べたからといって、身体の中をハムのままで動くことはなく、どの程度消化されるのか、吸収されるのか、栄養的価値があるかは、その人の栄養状態によっても変わってくるのである。食物成分と人体の成分を水を除いて比較すると、前者では糖質が最も多い(13.6%)が、後者ではたんぱく質・脂質が多く(18%,17%)、次いでミネラル(4.5%)、糖質が最も低い(0.5%)ことからも、食物は必ず消化、すなわち分解されて、体内で再構築されることがよく分かる。

また、私たちを取り巻く生活環境の多様化に伴い、労作、スポーツ、精神活動、ストレス時、その他の特殊環境(高温、低温、低圧、高圧、無重力)での生活や労働条件下にあるヒトは、ライフステージとは別に、栄養的にもそれぞれの独特的の環境における対応や配慮が考えられなければならない。運動が日常的に行われるようになってきているが、スポーツドリンクの過剰摂取でビタミンB1欠乏も確認されている。脱水で医師から水分補給にスポーツドリンクを薦められ、多飲の末、体調不良で救急外来にかつぎこまれてみれば高血糖が判明し一命を取り止めた例もある。



## 消化管を健康に保つには？

人はなぜ経口的に食物を摂らなければならぬのか。小腸粘膜の構造と機能に食物摂取がいかなる栄養生物学的意義をもっているのか、また食物が腸を経るということが代謝にどのような影響をもつのか。すなわち、血液の中に栄養成分を直に取ればいいというものではなく、消化管を使うこと、消化管に物理的刺激があり、消化された栄養素が小腸粘膜を通過することで、生体そのものの健康が保持される。筆者らのこの研究はアメリカの宇宙食の考え方にも採用された。小腸を経ない、あるいは小腸をほとんど使用しないで栄養を摂取する方法(静脈栄養や鼻空チューブ栄養等)では、小腸粘膜の形態や機能に異常が起きることも分かった。今日、臨床・介護の場において、経口的に栄養を摂取することの大切さが説かれたのは、このような理由による。

急増している生活習慣病には、特定の原因がなくリスクファクター(危険因子)が存在し、しかも因子が多様で個々に違う。また、長年かかる発症するために移行期があり、逆にいうと予防するのに十分な時間がある。現在の健康状態・栄養状態をよりよくしていくことが目的になる。そのためには現在の状態をきっちり把握しないといけないので、健康・栄養・生活情報のアセスメントが必要になる。

「ただ栄養成分を取ればいい」というものではありません。五感を活用し、よくかんで味わいながら、消化器をすることで生体そのものを元気にすることが必要なのです。脳の発育にも大きく関係していますし、そのためにも朝食から決まった時間に食べるという生活リズムで体を整え、いろいろな食品を食べることが基本。まずは情報の受け取り方を見直し 行動を変えていくことが第一歩です」自分の将来の健康な姿をイメージしながら、毎日の食事を考えることが重要です。「食事は、色どりを考えるだけでもぐんとバランスが良くなります。毎日のことですから、改善していくには根気が必要。今の食生活を少しよくしてみようという気持ちで始めてください」

「白、黒、赤、黄、緑」の五色、どんな食品が浮かびますか？

# 定期健康診断結果について

高知労働局労働基準部安全衛生課

事業場における健康診断は、職場における健康を阻害する諸因子による健康影響の早期発見及び労働者個人あるいは事業場全体の総合的な健康状況を把握するだけでなく、労働者が当該作業に就業してよいか、当該作業に引き続き從事してよいかなどを判断するものです。さらに、健康状況を経時的変化を総合的に把握したうえで、保健指導、作業管理あるいは作業環境管理にフィードバックしていくものです。

したがって、健康診断の結果は、労働衛生管理を進めていくうえで、個々の労働者や事業場にとって極めて重要な情報であります。

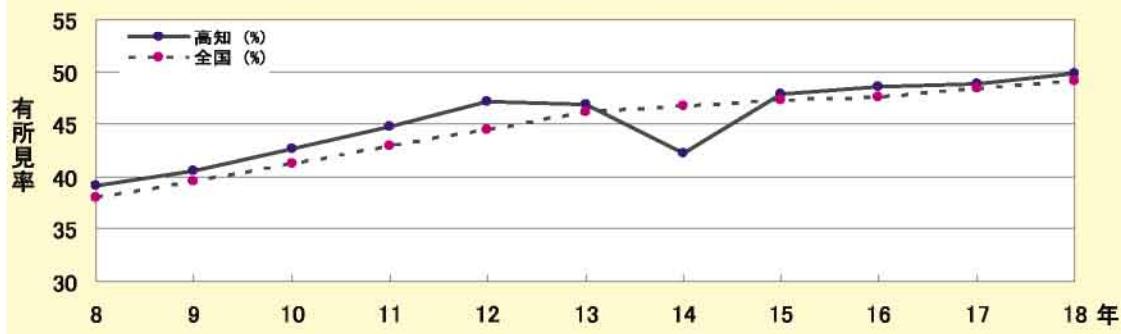
## 1 一般定期健康診断結果

高知県における一般定期健康診断の結果において、何らかの所見を有する労働者の割合は増加傾向にあり、平成18年は49.80%となっています。(図1参照)

健康診断項目別にみると血中脂質、肝機能、血圧等生活習慣に関連の深い項目において有所見率が高くなっています。(第1表参照)

したがって、健康診断結果について経時的な変化に留意しながら疾病の早期発見と予防のための適切な労働衛生管理が重要であります。

図1 定期健康診断における有所見率の推移



第1表 平成18年 定期健康診断結果報告による有所見率(%)

業種	項目	聴力 (1000HZ)	聴力 (4000HZ)	胸部X線	血圧	貧血	肝機能	血中脂質	血糖	尿 (糖)	尿 (蛋白)	心電図	有所見
全産業	高知	3.50	8.65	4.05	13.05	7.21	16.19	26.42	8.94	2.71	3.38	9.58	49.80
	全国	3.64	8.16	3.94	12.48	6.89	15.13	30.13	8.37	2.95	3.74	9.14	49.12
製造業	高知	4.02	12.26	2.30	14.62	5.98	20.53	24.45	9.33	2.25	2.53	6.32	51.66
	全国	4.02	10.46	3.64	13.16	6.52	15.97	30.39	8.71	3.04	3.29	9.17	48.73
建設業	高知	3.64	15.95	3.32	13.36	3.96	24.56	24.48	11.82	4.22	3.13	6.19	55.67
	全国	3.65	11.84	4.48	14.83	6.09	22.02	33.65	11.13	4.04	4.42	9.61	58.24
運輸交通業	高知	3.24	12.11	3.28	21.79	6.79	27.05	34.99	13.96	7.03	4.53	10.65	62.29
	全国	4.95	14.41	5.19	18.71	6.79	20.23	36.47	13.63	6.39	4.69	11.01	56.99
農林業	高知	1.69	11.30	1.88	15.49	3.39	18.08	20.34	6.18	4.58	3.59	6.11	51.64
	全国	5.91	18.44	5.17	16.92	7.25	18.99	32.53	10.25	3.97	4.13	13.44	63.10
三次産業	高知	3.35	6.23	4.70	11.83	7.91	13.09	26.48	8.16	2.35	3.55	10.93	47.67
	全国	3.17	5.40	3.94	11.08	7.16	13.67	29.01	7.38	2.37	3.87	8.81	47.84

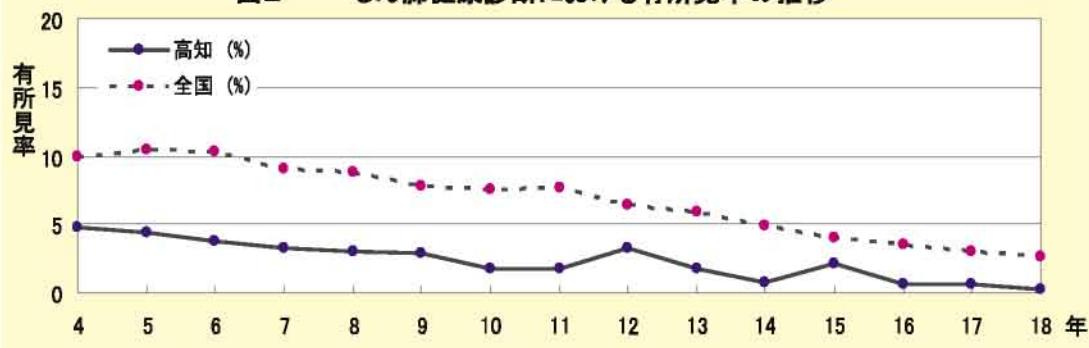
## 2 有害業務に係る健康診断結果

### (1) じん肺健康診断

じん肺の予防、健康管理等を行うため、じん肺法では、就業時健康診断、定期健康診断、離職時健康診断の実施について定めています。

常時粉じん作業に従事する労働者、又は常時粉じん作業に従事したことがある労働者であつてじん肺管理区分が2又は3の者については、定期にじん肺健康診断を実施するよう定めています。

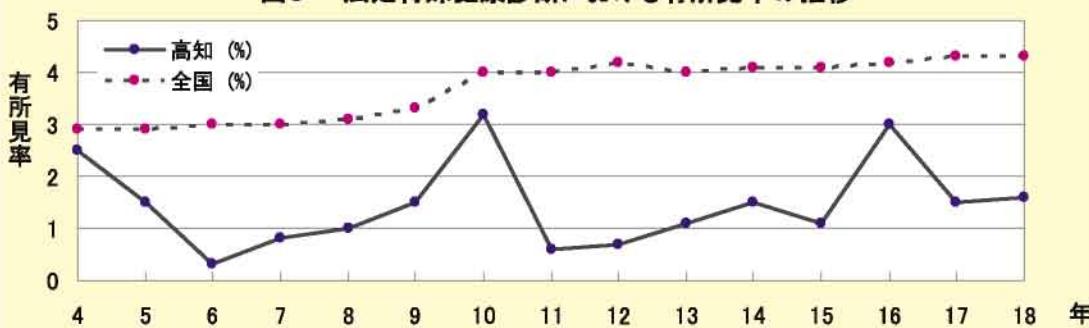
図2 じん肺健康診断における有所見率の推移



### (2) 法定特殊健康診断

有機溶剤、鉛、特定化学物質、電離放射線等の有害業務については法定の特殊健康診断が義務付けられており、高知県内における平成18年の有所見率は1.6%となっています。

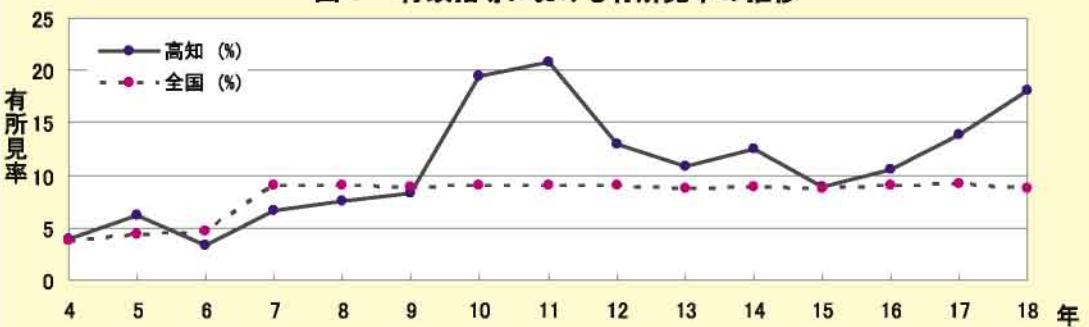
図3 法定特殊健康診断における有所見率の推移



### (3) 行政指導

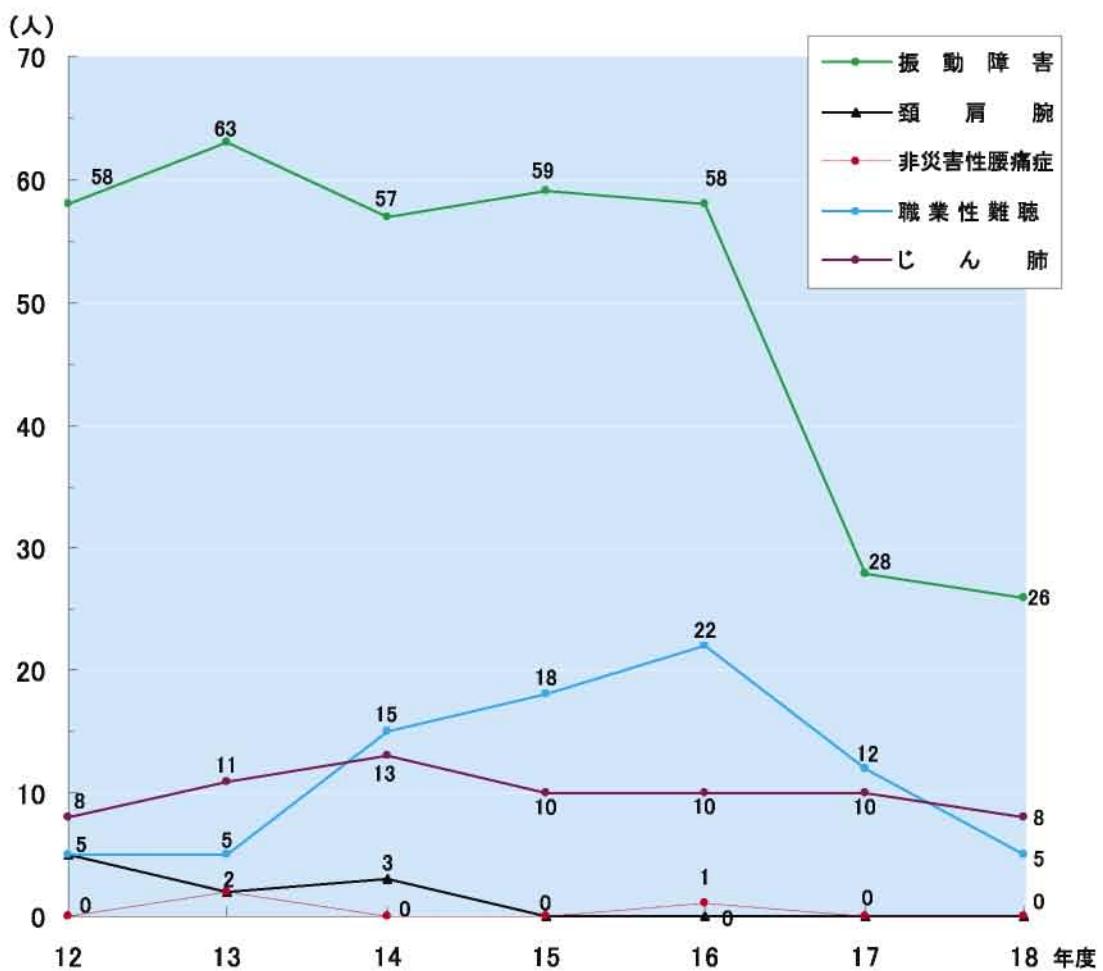
法定の特殊健康診断のほか、騒音作業、振動工具取扱作業、重量物取扱作業等の有害業務については行政指導による特殊健康診断が義務付けられており、高知県内における平成18年の有所見率は18.0%となっています。

図4 行政指導における有所見率の推移



## 職業性疾患の推移

職業性疾患の労災保険による認定状況をみると、平成18年には振動障害が26人、職業性難聴5人、じん肺8人、脳血管疾患2人、虚血性心疾患1人、精神障害1人となっています。



注. 一人親方を含む。

脳血管疾患	0	4	0	3	0	5	2
虚血性心疾患等	0	0	1	2	0	0	1
精神障害	0	1	1	0	1	0	1

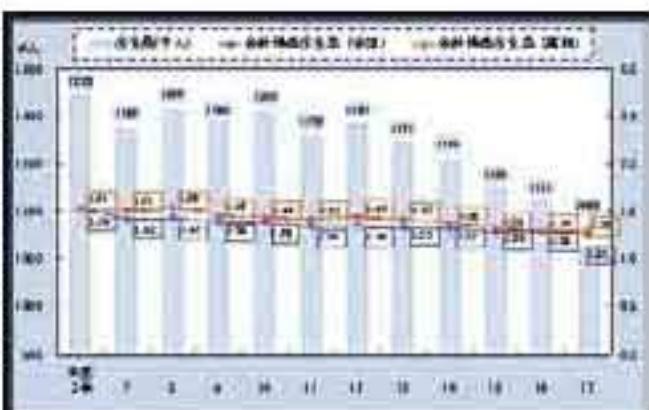
# 仕事と子育ての両立支援を進めましょう！



## <少子化の急速な進行に警戒のをかけるために>

日本の少子化が急速に進行し、これを放置しておけば、わが国の経済社会に深刻な影響を与えることが懸念されています。人口を維持するのに必要な合計特異出生率（1人の女性が一生の間に産む子どもの数）は、2.08とされていますが、2005年の合計特異出生率は1.25となり、過去最低を更新しました。本県では、2005年の合計特異出生率は1.30と全国平均を上回っているものの、出生数は年々減少傾向にあり、平成2年から死亡数が出生数を上回る自然減の状態が続いています。

少子化の原因の一つとして、子育てにかかる費用が増加していることや育児への負担感に加え、仕事と子育ての両立に対する負担感も指摘されています。これらの問題に対応するためには、保育所の整備など行政の取組も大切ですが、それぞれの企業においても、「ワーク・ライフ・バランス」（従業員の仕事と生活の調和）の実現に向け、働き方の見直しや職場風土の改革など働くことと子育ての両立のための職場改革が求められています。



## <仕事と家庭を両立しやすい制度制度>

育児・介護休業法に基づき、労働者は、子が1歳に達するまでの間（子が1歳を超えても休業が必要と認められる場合には、子が1歳6か月に達するまで）育児休業が取得できます。なお、妻が事業主であっても、少なくとも産後8週間までは、男性労働者も育児休業を取得できます。また、事業主は3歳に達するまでの子を養育する労働者に対しては、勤務時間短縮等の措置を取らよう求められています。さらに、小学校入学前の子を養育する労働者は、時間外労働の超過の制度、深夜勤の割額の制度、子の看護休暇制度などが利用できます。

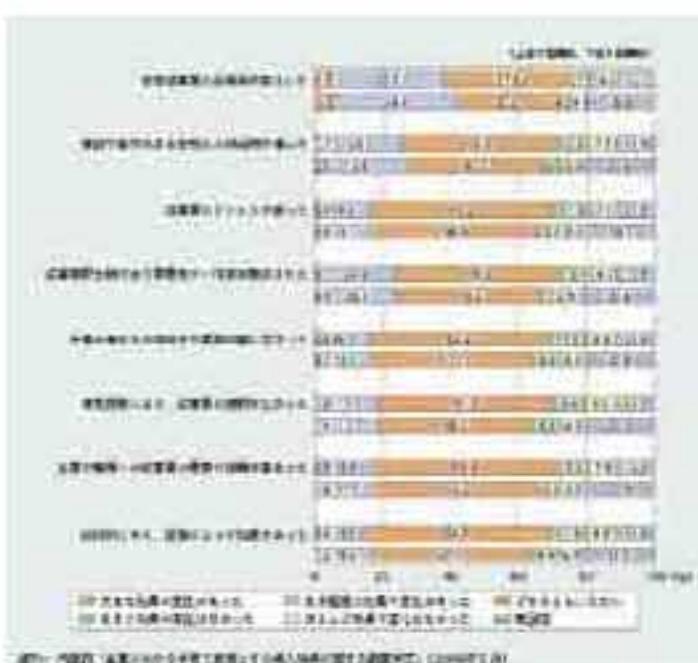
## <一般事業主行動計画とは>

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境整備を進めるため、「次世代育成支援対策推進法」が成立し、平成17年4月に施行されています。この法律では、国や地方公共団体による取組とともに、労働者が仕事と子育てを両立させ、少子化の流れを止めるため、事業主にも次世代育成支援のための行動計画を策定・実施していただくこととしています。



## ＜企画の導入・初期のため＞

原文档输入·高斯函数的图·高斯



より視野が広がった」、「企業や職場への従業員の愛着や信頼が高まった」、「仕事の進め方の効率化や業務改善に役立った」の項目について、「大きな効果や変化があった+ある程度の効果や変化があった」が「あまり効果や変化がなかった+ほとんど効果や変化はなかった」を上回る結果となった。

**仕事と取組の両立を進めることは、従業員の「やる気」や「働きがい」を引き出し、モラールや会社への帰属意識を高め、その結果、仕事の効率性や盛場が活性化し生産性が向上するなど、経営に大きなプラス効果をもたらすことが期待できます。**

### 〈家庭を離れて企業のイメージアップ術〉

一般事業主行動指針を策定・実施し、一定の要件を満たす場合には、厚生労働大臣が「次世代育成支援対策に積極的に取り組んでいる企業」として認定する仕組みがあります。認定を受けると認定マーク「くるみん」を利用することができます。このマークはいわば、「働きがいがあり、働きやすい企業」「社員を大事にする企業」を表しているといえるでしょう。このマークを求人広告、自社の商品やその広告、企業の封筒や名刺などにつけて対外的にアピールすることで、企業のイメージアップや優秀な人材の確保などが期待できます。



商場休閒館・次世代新感動電影館  
巨幕電影館・VR遊戲

高技术与应用技术

TT80-8548 2008/2009/2010/2011  
TEL.089-885-6041 FAX 089-885-6042

## トピックス1

### 高知県会議場で「産業医学研修会」を開催

平成19年5月24日、四万十市幡多医療会館で「じん肺フィルムの解説」をテーマとする「産業医学研修会」を開催しました。当センターでは、毎月1回を原則に、産業医の先生方を対象とする「産業医学研修会」を実施していますが、県多地域での実施は初めてでした。

当日は、当センターの森岡が治基幹相談員から胸部エックス線フィルム読影に関する基本的事項が解説されたあと、じん肺の標準フィルム及び各種症例のフィルムが提示され、読影方法やじん肺診断書への型・区分の記入方法について、研修がすすめられました。やや参加者が少なかったのが残念ですが、シャーカスデンを図んで熱心な質疑や意見交換があり、有意義な研修会となりました。



産業医学研修会の様子

当センターの産業医学研修は高知県医師会と共に実施しており、日本医師会認定産業医制度の基礎研修(後期)及び生涯研修の単位を取得しています。産業医の先生方のご参加をお待ちしております。

## トピックス2

### 「救命意識をタナー」で「AED実習講習」を開催

平成19年5月30日、当センター研修室でAED(自動体外式除細動器)を使って、心肺蘇生法に関する実地研修会を開催しました。

当日は、高知市中消防署の救急隊員から応急手当の基礎知識等の説明を受けた後、それぞれ3班に分かれ、実際の事故現場を想定したAED使用による心肺蘇生法等の実習が行われました。参加者の皆さんにはトレーニングマネキンを囲み交代で救命処置等の手順について、丁寧に指導をしていただきました。救急隊員から「ショックボタンを押す時は、必ず傷病者から離れ、さらに誰も傷病者に触れていないことを確認します。」との解説時には、参加者から「えっ、体に触れていたら感電する危険があるがや。やっぱり実際に研修を受けてみると知らんことがいっぱい、受講して良かった。」という感想が



救命意識セミナーの様子

寄せられるなど研修は教説高得ながらにも和やかな雰囲気ですすめられ、有意義な研修会となりました。

当センターでは産業保健セミナーを毎月2回程度、テーマを変え実施しております。皆様方のご参加をお待ちしております。

## トピックス3

### 全国安全週間開催・安全衛生大会開催の様子

全国安全週間準備期間中の平成19年8月4日～15日の間、県下各地区において各労働基準監督署と各地労働基準監督会との共催による全国安全週間説明会（18会場）が開催されました。また、全国安全週間中の7月2日には高知県民文化ホールにおいて第43回高知県産業労働災害防止大会（産業労働災害防止協会高知県支部主催）、7月4日には須崎市市民文化会館において第30回須崎地区安全衛生大会（須崎労働基準監督会主催）、7月5日にはホテルタマイで第43回全国安全週間安芸地区大会（安芸労働基準監督会主催）がそれぞれ開催されました。

当センターは高知市、須崎市及び安芸市の説明会・大会（全6会場）に参加、ブースを出展



高知・須崎地区の様子

し、センターの標識案内パンフレット、助成金事業及び産業労働災害防止の各種冊子等資料の配布、血压計設置、ビデオの貸出し等産業保健推進センターの周知と利用促進を行いました。（6会場参加者数984人）

## トピックス4

### 平成19年度四国ブロック産業保健センターコーディネーター会議の開催

平成19年7月26日、高知リバースホテルにおいて平成19年度四国ブロック産業保健センターコーディネーター会議が四国各県のコーディネーター（22名）と産業保健推進センターの関係課長出席のもと開催されました。

会議では、はじめに各県代表の地域産業保健センターから事業実施状況の紹介説明が行われ、続いて各地域産業保健センターから提出されたセンターの利用促進、窓口相談業務及び産業労働者への面接登録対応等の問題等について、各センターから取組状況や好事例等について熱心な意見交換が行われ、有意義な会議となりました。



会議の様子

本会議は昨年度徳島市において初めて開催され、2回目の開催、次回は来年度、愛媛県で開催予定。

# 産業医の選任で お困りではないですか

高知市医師会産業医学部会

高知市医師会産業医学部会では、現在、産業医の紹介を行っておりますので、産業医の選任でお困りの事業所は、高知市医師会産業医学部会（高知市医師会事務局）をご利用下さい。

また、高知地域産業保健センターでは、50人未満の事業所を対象に、産業医による産業保健指導・講話（メンタルヘルス講話・指導も実施しております。）を無料で行っておりますので、お気軽にご利用下さい。

## ★お問い合わせ先

**高知市医師会産業医学部会**（高知市医師会事務局）  
TEL088-824-8311 FAX088-872-7262

**高知地域産業保健センター**  
TEL・FAX兼用088-833-1248

## (財)労災保険情報センターのご紹介

労災保険情報センター高知事務所

財団法人労災保険情報センター(RIC)では、厚生労働省の委託を受けて、労災医療、労災補償等の労災保険制度全般のご相談をお受けしております。

相談は無料で秘密は厳守いたします。お気軽にご相談ください。

## ★お問い合わせ先

**(RIC)財団法人 労災保険情報センター  
高知事務所**

〒780-0870 高知市本町1-1-3 朝日生命本町ビル8階  
電話番号088-825-2226/FAX088-825-1322  
相談用フリーダイヤル 0120-198-977

## 産業医等産業保健スタッフのための

**母性健康管理研修会**

女性の職場進出が拡大する一方で少子化が一層深刻となるなか、働く女性が妊娠中及び出産後において健康で安心して就業できるよう、事業場内における母性健康管理体制を整備することが重要になっています。

母性健康管理に関する措置が適切に実施されるためには、労使の理解と実務を担当する産業医等の産業保健スタッフ等が十分な知識を有することが必要です。

このため、産業医等産業保健関係者及び機会均等推進責任者に対して、母性健康管理に関する資質向上を図るために研修会を実施しますので、多くの方のご参加をお願い申し上げます。



- ◇ 日 時 平成19年11月15日(木) 13時00分から17時00分
- ◇ 場 所 ウエルサンピア高知(高知市高須砂地155番地)
- ◇ 対 象 者 産業医、医師、保健師、助産師、看護師、衛生管理者、機会均等推進責任者等
- ◇ 参 加 費 無料
- ◇ 募集人数 100人
- ◇ 研修内容

	研 修 内 容	時 間	講 師
1	①管内の働く女性の現状 ②男女雇用機会均等法における母性健康管理の措置 ③労働基準法における母性保護規定	1時間	荒木 治美 高知労働局 雇用均等室長
2	①母子保健の理念(母子保護法) ・母子保護の目的と意義 ②妊娠中の症状等に対応する措置 ・措置と症状の関連	1.5時間	三木 鈴 高知労働局 母性健康管理指導医
3	職場における妊娠婦の健康管理と産業医等産業保健スタッフ等の役割 ・妊娠婦の健康への配慮 ・相談手法、配慮すべき設備 ・情報提供、教育研修 ・母性健康管理システム ・職場との連携	1.5時間	初見 智恵 新日本監査法人 健康サポートセンター 産業医

- ◇ 申込方法 当センターのHPから直接お申し込み頂くか、20頁の「受講申込書」に記入の上Faxにてお申し込みください。
- ◇ 申込先 高知産業保健推進センター
- ◇ 本研修は日本医師会認定産業医研修として申請するものです。  
基礎研修「後期4単位」又は生涯研修「更新1単位・専門3単位」
- ◇ 後援 社団法人日本医師会・財団法人女性労働協会

# 産業医学研修会のご案内

当センターでは、平成19年10月から平成20年3月までの間に下記のとおり産業医学研修会を開催いたします。皆様のご参加をお待ちしております。

## 記

- 会 場 No.7.8.9.10.12 高知県高知市本町4-2-40 ニッセイ高知ビル4階研修室  
No.11 高知市城山町 270番地 高知鏡川病院睡眠医療センター内  
30名。但しNo.11の実地研修のみ20名。
- 定 員 開催日の1週間前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- 申込期限 無料です。
- 受講料 20頁の「受講申込書」に必要事項を記入のうえ、当センターまでFAXにてお送り頂くか、当センターHPより申し込みください。
- 申込

No.	開催日時	研修内容・講師(予定)	単位 (申請中)
7	平成19年10月13日(土) 14時00分～16時00分	<b>職場改善の実際～人間工学の立場～</b> <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">定員に達しました</span> スライドの供覧による現場での課題について、グループ討議によって問題点を検討し、具体的な改善方法を検討する。グループ発表のあと関連する事項に関する講義を行う。 講師 宇土 博 広島文教女子大学 教授	生涯実地 2単位
8	平成19年11月1日(木) 18時00分～20時00分	<b>化学物質の有害性～GHSはリスク・マネジメントに役立つか?～</b> GHS(化学品の分類及び表示に関する世界調和システム)は、世界的に統一されたルールに従って、化学品を危険有害性の種類と程度に分類し、その情報が一目でわかるよう、ラベルで表示したり、安全データシートを提供したりするシステムである。2003年に国連から発出され、アジア太平洋諸国は2006年中を目標に、国際的に導入を進めており、2006年から労働安全衛生法にGHS準則が入った。福井大学での職場巡視の経験を含めたGHS利用を中心に、化学物質の有害性評価について解説する。 講師 日下 幸則 福井大学医学部 教授	生涯専門 2単位
9	平成19年12月15日(土) 14時00分～16時00分	<b>職場改善の実際2(実地)</b> 作業管理の立場から職場改善について、作業動作、作業姿勢だけでなく、作業空間や作業編成の問題も含めて、事例を中心に討論を交えて学習する。 講師 酒井 一博 財労働科学研究所 常務理事	生涯実地 2単位
10	平成20年1月26日(土) 14時00分～16時00分	<b>アスベストの健康影響の疫学～職場と近隣～</b> 石綿の健康影響は、從来から課題となってきた職場だけでなく、2005年クボタ旧石綿工場の周辺の中皮腫発生が知られ、社会的注目を集めた。それを契機に行われた近隣の疫学調査の結果を踏まえ、職場労働者及び近隣の一般住民を視野に入れた健康影響の実態や対応のあり方について解説する。 講師 車谷 典夫 奈良県立医科大学 教授	生涯専門 2単位

No.	開催日時	研修内容・講師(予定)	単位 (申請中)
11	平成20年2月16日(土) 14時00分～16時00分	<b>睡眠時無呼吸症候群～診断と治療について～</b> <span style="background-color: red; color: white; padding: 2px;">定員に達しました</span> 睡眠時無呼吸症候群は、健康への悪影響だけでなく日中に強い眠気を伴うことから、運転労働など産業現場においても、その診断・治療の必要性が重要な課題となってきている。この疾患の最近の知見を解説すると共に、診断・治療の実際について、睡眠医療センターの設備・機器を用いて具体的に紹介する。 講師 川田 誠一 高知鏡川病院睡眠医療センター 所長	生涯実地 2単位
12	平成20年3月13日(木) 14時00分～16時00分	<b>長時間労働者への対応</b> 過重労働問題の基本である長時間労働への対応のあり方について解説し、医師による直接指導の実際について経験事例を通して述べる。 講師 昇 淳一郎 パナソニック四国エレクトロニクス(株) 専属産業医	生涯専門 2単位

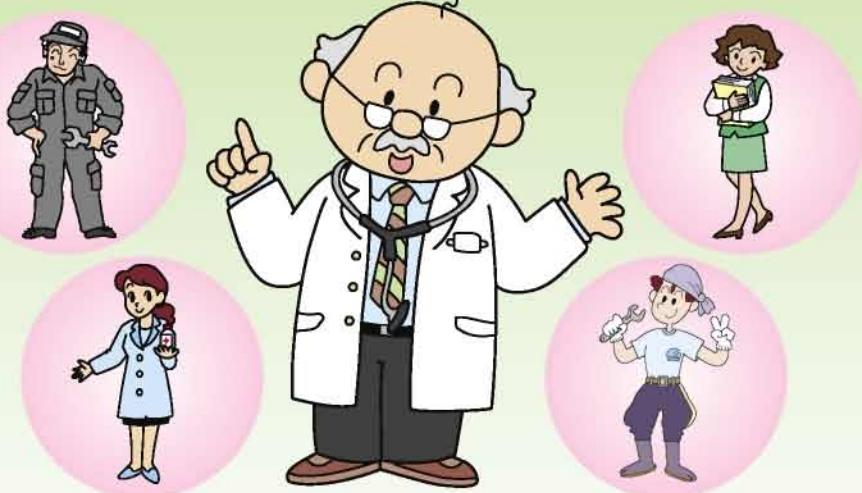
産業保健スタッフや事業主・従業員など  
どなたでも参加できます。

産業医学  
研修会

産業保健  
セミナー

産業看護  
研修会

無料です



独立行政法人労働者健康福祉機構



高知産業保健推進センター

# 産業保健セミナーのご案内

当センターでは、衛生管理者、事業主、労務担当者、保健師、労働者等、産業保健関係者に対して実践的な能力向上のため、産業保健セミナーを開催しています。平成19年10月～平成20年3月までの間に開催するセミナーは次のとおりでありますので、ぜひご聴講下さい。

- ・会 場 高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4F 高知産業保健推進センター研修室
- ・定 員 30名
- ・申込期限 開催日の1営業日前まで。ただし、定員に達し次第締め切らせていただきます。
- ・受 講 料 無料です。
- ・駐 車 場 当センターは駐車場がありませんので、公共交通機関等をご利用ください。
- ・申 込 20頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂くか、当センターHPよりお申し込み下さい。

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
12	H19.10.18 (木) 14:00～ 15:30	<b>発達障害とは何だろう?</b>  発達障害という言葉をよく見聞きをするようになりました。しかしその実態はビンとこない方が多いのではないでしょうか?実は発達障害という概念は歴史も浅く結構いい加減もあります。しかし、発達障害という枠組みを通して、それらしき人を見るとその人が理解しやすくなり対応しやすくなるという利点もあります。	宮崎 洋一 近森病院第二分院 副院長(特別相談員)
13	H19.10.26 (金) 14:00～ 15:30	<b>職場の腰痛予防と運動療法</b>  腰痛の大部分のものは病気といえる程のものではないにしても、殆どのものが経験する症状であります。脊柱の変形や肥満体型の方がが多いようです。出来るだけ腰痛を予防し、快適な生活を送れるように適度な運動療法を行うことは大切です。	熊野 修 高知北病院 副院長 (基幹相談員)
14	H19.11.16 (金) 14:00～ 15:30	<b>「食事の質」「生活リズム」と命の営みーその1ー</b>  「食事は誰でも毎日当たり前にしているため、「正しくできている」「見直す必要なんかない」と勘違いしている人が多いのも事実です。空腹感を癒し、料理を楽しみ、嗜好を満足させる食事が日々の暮らし方や生活習慣病(高血糖、高脂血症、高血圧)とどのように関わっているかを、血液中の栄養素の運搬(心臓、肺、肝臓、腎臓)を通して紹介します。	川村 美笑子 高知女子大学/高知女子大学院 教授 (特別相談員)
15	H19.11.21 (水) 14:00～ 15:30	<b>医療従事者のストレスマネジメント</b>  患者が医療者に向ける目は厳しい。相次ぐ医療事故の報道もあいまって、患者との信頼関係はできにくい環境にある。医療現場への過剰な期待不適切な対応から生じる苦情・紛争・訴訟が日常化しているのが現状である。そんな厳しい環境の下でもモラルとモラールの高い医療者である為に、どのような支援が求められているのか管理者の立場から提案したい。	久保田 聰美 近森病院 総看護師長 (特別相談員)
16	H19.12.6 (木) 14:00～ 15:30	<b>石綿飛散防止対策について</b>  石綿障害予防規則が改正されました。本研修では、レベル3の建築物の解体を中心とし石綿飛散防止対策を紹介します。	門田 義彦 門田労働衛生コンサルタント事務所 所長 (基幹相談員)

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
17	H19.12.14 (金) 14:00～ 15:30	職域における呼吸器関連疾患の管理～インフルエンザ対策を含めて～ 気管支喘息、COPD、睡眠時無呼吸症候群等、職域における呼吸器関連疾患や今日のインフルエンザ対策について解説します。	町田 健一 高知病院 医師 (基幹相談員)
18	H20.1.10 (木) 14:00～ 15:30	屋外作業場における作業環境に関するガイドラインについて ガイドラインの趣旨、測定の対象となる屋外作業場、作業環境の測定方法及び測定結果の評価並びに必要な措置等について説明します。	川村 清雄 (株)東洋技研・環境技術センター 技術顧問 (基幹相談員)
19	H20.2.7 (木) 13:00～ 16:00	AED取扱講習 心臓に電気ショックを与えて救命を図る自動対外式除細動器の取り扱いについて	高知市消防局 救急救命士
20	H20.2.14 (木) 14:00～ 15:30	脳卒中～脳梗塞を中心に～ 長年の生活習慣が原因とされている恐ろしい脳卒中。この機会に知識と理解を深めよう。	森岡 茂治 老人保健施設シルバーマリン 医師 (基幹相談員)
21	H20.2.25 (月) 14:00～ 15:30	これからの健診・保健指導とメタボリックシンドローム 平成20年度からの健診を中心に	五十嵐 恵子 高知県総合保健協会 保健指導課 課長 (基幹相談員)
22	H20.3.21 (金) 13:30～ 15:00	嗜癖問題の考え方 ～お酒、過食、ギャンブル等～	伊藤 高 いとうクリニック 院長 (基幹相談員)

## 産業看護職研修のご案内

当センターでは産業保健研修の一環として、主に保健師・看護師を対象とした産業看護職研修会を開催しています。内容的には保健師・看護師向けのものとなりますが、保健師・看護師以外の職種の方からの参加も募集していますので、お気軽にご参加下さい。

なお、研修会場・定員・申込期限・受講料・駐車場に係る事項・申込方法等は、17頁の産業保健セミナーの条件と同様（ただし、No8「コーチング第2回」は、会場場所が未定）ですので、そちらの方を併せてご参照下さい。

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
6	H19.10.2 (火) 15:00～ 16:30	基礎講座(2) 作業環境管理と作業管理 労働者の健康障害予防における作業環境管理・作業管理の役割及び管理方法や関連法令の基本的事項について解説する。	大原 啓志 高知産業保健推進センター 所長
7	H19.10.20 (土) 14:00～ 17:00	コーチング(第1回) コーチングは、話し手が「自ら考え、自ら決断し、自ら行動する」ことを支援するコミュニケーション技術の1つです。第一回目は、その概要について、ワークを取り入れながら解説します。	笠原 賀子 高知女子大学 教授

No.	開催日時	テーマ・内容	講師
8	H19.11.3 (土) 14:00～ 17:00	コーチング(第2回)  コーチングの大きな特徴の一つは、「質問」によって、話し手の本当の気持ちや可能性を引き出すことがあります。今回は、この「質問」に焦点をあて演習形式で学びます。皆で新しい視点を見つめましょう。	笠原 貢子 高知女子大学 教授
9	H19.12.4 (火) 15:30～ 16:30	基礎講座(3)職場の健康診断と健康管理  職場における健康診断の種類と労働者の疾病との関連、健康診断実施後の措置と衛生管理について解説する。また、健康管理事業者の責任、安全(健康)配慮義務との関連について考える。	大原 啓志 高知産業保健推進センター 所長
10	H20.1.予定 14:00～ 17:00	アサーション  さわやかな自己表現を目指して	細木 むつみ シニア産業カウンセラー

## 第2回 復職支援ワークショップのご案内

(共催 高知障害者職業センター)

うつ病などによって長期休職する人たちを、どのように円滑に職場復帰させればいいか悩んでいる企業の担当者も多いのではないでしょうか。そうした問題を解決する方法を学ぶため、以下のとおりワークショップを開催します。

- 1 ワークショップテーマ うつ病等による休職者の復職支援
- 2 概要 職場復帰や雇用管理について企業担当者同士で意見交換を行った後、高知障害者職業センターで行っている復職支援の取り組みや復職した事例を紹介します。また、個別でのご相談にも応じます。
- 3 講師 松原 孝恵（高知障害者職業センター 主任障害者職業カウンセラー）
- 4 日時 平成20年1月17日(木) 14:00～16:00
- 5 場所 高知産業保健推進センター 研修室(高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4F)
- 6 定員 30名
- 7 申込 20頁の「受講申込書」に必要事項を記入の上、当センターまでFAX又は郵送でお送り頂くか、当センターHPよりお申し込み下さい。

## 産業医学研修会・母性健康管理研修会・産業保健セミナー受講申込書

※ ↑ご希望の方を○で囲んでください

高知産業保健推進センター あて(Fax 088-826-6151)

次のとおり申し込みます。

### 受講希望研修会及びセミナー

番号	開催日	テーマ	センター受付番号
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		
	平成 年 月 日		

### 申込者(受講者)に関する事項

該当する項目をご記入下さい。□にはチェックをいれて下さい。

事業場名			
業種			
所在地	〒 -		
連絡先 電話番号	(□職場 □個人) - - -	Fax	(□職場 □個人) - - -
E-mail	(□職場 □個人)		
所属部署		職名	
職種	□産業医 □事業主 □保健師 □看護師 □衛生管理者・推進者 □労務管理担当者 □産業保健機関 □その他		
受講者氏名	ふりがな		

以降は、**産業医学研修会・母性健康管理研修会を申込の方で産業医の方のみ**記入をお願いします。

産業医認定番号		資格更新期限	平成 年 月
産業医学研修会受講票送付先 (事業場への送付を希望される 方は、同上とご記載下さい。)	〒 -		

センター仮受付印

殿

お申し込み頂きました**産業医学研修会・産業保健セミナーの**  
件につきまして、

参加を受付しました。

(産業医学研修会を申込の方には、後日受講票を送付いたします。)

定員を越えている為、受付できません。

恐れ入りますが、またの機会にお願い致します。

第47回 鹿児島精神保健福祉大会  
第51回 精神保健シンポジウム

# 働く人のメンタルヘルス 今、私たちの職場で できることは?



2007年

10月30日(火) 午後0:30~4:30

高知県民文化ホール（クリーン）

入場料

第10页

10

## 「職場におけるメンタルヘルス対策の現状と課題」

サンボシクム

## 「高知県における取り組みと今後の課題」 —農業財團を中心に—

19. 请根据以下的提示，完成一篇短文。提示：你对未来的理想是什么？为什么？

三

При этом, если включить в расчеты и стоимость труда, то получится, что в среднем заработок рабочего в Китае в 2008 году был равен 1000 долларов США.

# 高知産業保健推進センター 相談員のご紹介

## 1 基幹相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	森岡 茂治	介護老人保健施設シルバーマリン医師	じん肺、保健指導、健康管理	第2・木曜日
	熊野 修	高知北病院副院長	筋骨格系疾患	第4金曜日
	坪崎 英治	高知検診クリニック院長	消化器、健康評価、保健指導、健康指導、じん肺、振動障害	第1・2水曜日
	森木 光司	森木病院院長	循環器、人工透析	第3火曜日
	町田 健一	高知病院医師	呼吸器、内科	第2金曜日
労働衛生工学	門田 義彦	門田労働衛生コンサルタント事務所所長	労働衛生工学	木曜日ローターション
	中西 淳一	東洋電化工業(株)環境部 研究開発課課長	労働衛生工学	
	川村 清雄	(株)東洋技研技術顧問	労働衛生工学	
メンタルヘルス	伊藤 高	いとうクリニック院長	メンタルヘルス	第1・3金曜日
労働衛生関係法令	樋口 悠紀夫	元高知労働基準監督署署長	労働衛生関係法令	第2・4月曜日
カウンセリング	森 由枝	森社会保険労務士事務所所長	カウンセリング	第1・3水曜日
保健指導	五十嵐 恵子	高知県総合保健協会保健指導課長	保健指導	第4月曜日

## 2 特別相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	杉原 由紀	高知県総務部職員厚生課職員健康推進監	保健指導	
メンタルヘルス	宮崎 洋一	近森病院第二分院副院長	メンタルヘルス	
	徳平 繁行	一陽病院院長	メンタルヘルス	
	久保田 聰美	近森病院看護師長	メンタルヘルス	
保健指導	川村 美笑子	高知女子大学生活科学部教授	栄養生理学、保健栄養学	
	奴田原 淳	奴田原歯科医院院長	歯科	
	江渕 有三	江渕歯科診療所院長	歯科	

## 3 地域相談員

担当分野	氏名	所属	専門分野	勤務日
産業医学	高知 島本 政明	島本病院院長	消化器	
	高知 古賀 真紀子	早明浦病院院長	小児科	
	須崎 田村 章	田村外科院長	一般外科、消化器外科	
	中村 清谷 知郎	清谷医院院長	メンタルヘルス	
	安芸 楠瀬 賢三	楠瀬医院	内科	

# 平成19年度 産業保健相談員勤務表

平成19年9月1日現在

	月	火	水	木	金
第一			坪崎 (産業医学) 森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	伊藤 (メンタルヘルス)
第二	樋口 (労働衛生関係法令)		坪崎 (産業医学)	森岡 (産業医学) 労働衛生工学 相談員	町田 (産業医学)
第三		森木 (産業医学)	森 (カウンセリング)	労働衛生工学 相談員	伊藤 (メンタルヘルス)
第四	樋口 (労働衛生関係法令)  五十嵐 (保健指導)			労働衛生工学 相談員	熊野 (産業医学)

※1 相談時間は、全て13:00～17:00までとなっております。

※2 木曜日の労働衛生工学に関しては、門田・中西・川村の3名でローテーションしております。

産業保健に関するどんな相談でも結構です。各分野の産業保健相談員が、健康管理、健康教育等産業保健活動全般に関する相談に応じます。電話、FAX、電子メールで、あるいは来所してください。必要な場合は現場に出かけてご指導いたします。

産業保健相談員の担当分野

健康診断の事後措置、職業性疾病の予防対策、職場巡視の方法

労働衛生工学作業環境の改善方法

職場のメンタルヘルスの進め方

関係法令の解釈

職場におけるカウンセリングの進め方

勤務形態や生活習慣に配慮した生活指導の方法

各 位

高知産業保健推進センター所長

## 「こうちさんぽメールマガジン」の配信希望案内について

### 概要

センターでは2007年2月より、原則として毎月1日にメールマガジンを配信します。その主な内容は、相談員のアドバイス、産業保健 Q&A、労働災害の事例、事業内容やトピックス、研修・セミナー等の情報、ビデオ等新着教材の紹介等になります。当センターのホームページで詳細をご確認頂けるものですが、定期的チェックの機会としてのご活用を頂けたらと思います。

なお、このメールマガジンは、当センターホームページとは別に weblog「こうちさんぽ weblog」を用いて運用・配信し、そこに投稿された記事をメールマガジンとして受け取る事ができる仕組みです。

そのメールマガジンの配信のタイミングは、毎日1回配信されるというものは無く、こうちさんぽ weblog の記事の更新が行われた場合、その翌日の午前10時ごろに登録された購読者宛にメールマガジンが自動的に配信されます。

### 購読方法

以下のサイトから購読登録をお願いします。なお、購読解除もオンラインで可能です。

こうちさんぽメールマガジン購読案内URL : <http://www.kochisanpo.jp/mailmagazine/index.html>

なお、Emailが受け取れない環境にある方に対してはFAXにてメールマガジンを送信するサービスも行っていますので、FAXでの購読をご希望の方は、以下の連絡表にてお申し込み下さい。

高知産業保健推進センター殿

FAX 088-826-6151

こうちさんぽメールマガジンFAX購読希望連絡表

平成 年 月 日

配信希望先FAX番号 :		
氏名(ふりがな)※必須	勤務先名・所属部課名等※必須	電話番号(勤務先電話番号)※1
( )		
住所※1 (勤務先所在地)		
職種	<input type="checkbox"/> 事業主 <input type="checkbox"/> 産業医 <input type="checkbox"/> 一般医師 <input type="checkbox"/> 安全衛生推進者 <input type="checkbox"/> 産業看護職 <input type="checkbox"/> 労務担当者 <input type="checkbox"/> 一般労働者 <input type="checkbox"/> その他( )	

※1:配信不能になった時の連絡先として使用いたします。

高知産業保健推進センター TEL 088-826-6155  
〒780-0870 高知県高知市本町 4-2-40 ニッセイ高知ビル 4 階  
ホームページ <http://www.kochisanpo.jp/>

## 1 小規模事業者持続化補助金と雇用創出助成金のご案内

小規模事業者持続化補助金と雇用創出助成金は、常時5人未満の労働者を使用する小規模事業場の事業者が雇用面の要件を備えた面接を共同して実行し、当該面接から提供される雇用サービスを受けて実施する雇用促進活動により労働者の雇用面接を保護することを援助するために支給されます。

### 支給対象となる事業主

雇用面接の要件を備えた面接を共同して実行し、当該面接に労働者の雇用面接の企画または一連を行わせる一定の要件を満たす小規模事業場の事業者が助成金の支給対象となります。

### 支給期間

助成金の申請期間は、毎年4月1日から5月末日まで、6月1日から6月末日まで、10月1日から10月末日までです。

### 助成金アドバイス料金

助成金は3か年間を期限として支給されます。2年後、3年後目にについても、申請のため申請が必要です。

### 面接の実施面

助成金は、1年間につけ小規模事業場の実績に応じて1回の面接たり2回の面接が支給されます。ただし、その面接を共同して実行するのに要した費用の額が下記の金額に下限がある場合は、該面接を実行するのに要した額が支給されます。



小規模事業場の区分	金額
常時使用する労働者が30人以上50人未満の小規模事業場	63,400円
常時使用する労働者が10人以上30人未満の小規模事業場	57,400円
常時使用する労働者が10人未満の小規模事業場	55,400円

## 2 費用的負担軽減支援金制度の概要

### 支給対象者

#### 賃貸面接に要した方

賃貸した賃貸の一戸が1日毎に多昼夜の午前6時以後にかかる方を意味します。

#### ● 常時使用される労働者

#### ● 自発的に就労判断を受ける日数9ヶ月の間に1ヶ月当たり4回以上（通常9ヶ月で合計24回以上）賃貸面接に従事した方

### 助成金額

賃貸面接に要した費用（賃料も含む）の3/4に相当する額。

**上限 7,500円**

#### 賃貸面接に要する情報へ 費用的負担軽減支援金制度の概要

深夜も頑張るあなたが、明日も元気でいられるように。

お問い合わせ  
お問い合わせ

- ※ 就労判断面接とは、就業者に行う定期的面接以外に労働者個人の都合で実行する面接を指します。
- ※ 人間ドックにも利用できます。
- ※ 助成は、各年度につき1回に限ります。
- ※ 労働者個人が労働場に通ずる労働者は対象となりません。



# 高知産業保健 推進センターの業務

## 窓口相談・実地相談

産業保健に関する様々な問題について、専門スタッフがセンターの窓口、電話等で相談に応じ、解決方法を勧言します。



**CONSULTATION**

## 情報の提供

産業保健に関するビデオ、図書等の販賣、貸出しを行います。また、定期的に情報誌を発行します。



**INFORMATION**

## 研修

産業保健に関する専門的かつ実践的な研修を実施します。また、各機関、各団体が実施する研修について、教育用機材の貸与、講師の紹介を行います。



**STUDY**

## 広報・啓発

職場における産業保健の重要性を理解していただくため、事業主セミナーを開催します。



**SEMINAR**

## 調査研究

産業保健活動に役立つ調査研究を実施し、その結果を提供します。



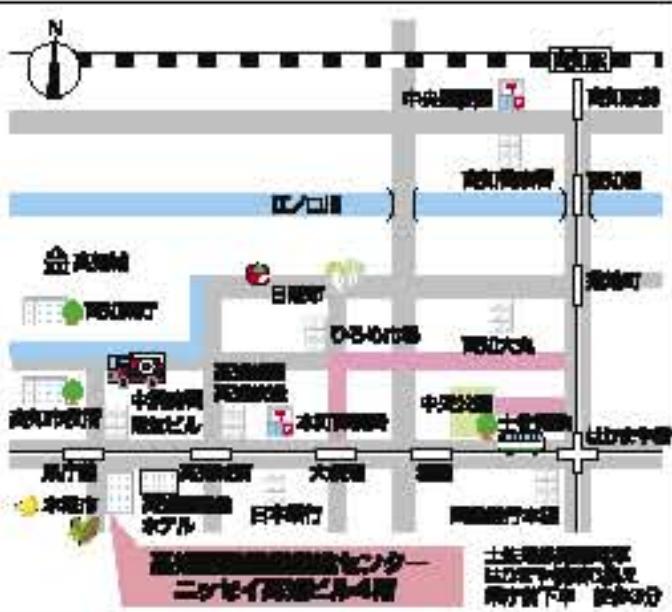
**RESEARCH**

## 助成金の支給

◇労働者50人未満の事業場が産業医を共同して選任した場合、助成金を支給します。  
◇深夜夜勤に従事する労働者が自発的に健康診断を受診した場合、助成金(費用の3/4、上限7,500円)を支給します。



**SUBSIDY**



## ご利用いただける日時

休日を除く毎日 AM9:00～PM5:00  
(休日は毎週土・日曜日及び祝日、年末年始)

独立行政法人労働者健康福祉機構  
**高知産業保健推進センター**

T 780-0870

高知県高知市本町4-2-40ニッセイ高知ビル4階  
TEL 088-826-6155㈹ FAX 088-826-6151

### ■ホームページ

<http://www.kochisanpo.jp/>

### ■メール

[info@kochisanpo.jp](mailto:info@kochisanpo.jp)